

開発行為等により築造する補強コンクリートブロック造の認定擁壁について

開発行為等の対象地内における土地の造成に伴って、高低差を処理するために補強コンクリートブロック造による擁壁として設計する例が多く見受けられます。

本来、補強コンクリートブロック造による擁壁は「建築基準法」や「宅地造成及び特定盛土等規制法」による技術基準がなく、国土交通大臣の認定を取得したものでなければ認められません。相談や申請において下記のとおり不適切な例が見られるため、適用条件に十分留意して、計画を作成してください。

記

認定要件に適合しない例

- 1 認定要件で逆L型が認められていないが、逆L型で設計している。
- 2 認定要件で内部摩擦角や背面土の土質（土圧係数等）、裏込め土の単位重量が定められているが土質試験を行っておらず、背面土の土質等も適用条件と設計内容に不整合がある。
- 3 認定要件でフェンスやブロックを積み増すことは認められていないが、フェンスやブロックを積み増す計画になっている。
フェンスやその土台のブロックも細かく要件が定められていることがあります。
- 4 認定要件で指定された地盤調査方法に基づかず、木造住宅の基礎用として行われたスウェーデン式サウンディング調査のみを根拠に設計を行っている。
- 5 認定要件を満たさない場合に補強コンクリートブロック造の構造計算を行っているが、当該構造計算を認定外でも有効とする根拠法令（告示による技術基準含む。）がなく独自見解として設計を行っている。
- 6 土圧を受ける高さが1 m以下の認定擁壁であるとして、地盤調査せずに設計している。
1 m以下の擁壁については構造計算書の添付が不要であるということに過ぎず、安全性の確認を行って設計をしていることについて設計者の説明責任が求められます。
- 7 必要地耐力がない場合に地盤改良を計画しているが、地盤改良方法が認定要件に適合しているか十分に確認せずに計画を行っている。
- 8 鉄筋コンクリート造の擁壁に補強コンクリートブロックを積み増しする計画で、混合構造になっているが、認定要件に適合していることが確認できない。

以上、認定擁壁の要件は厳格に規定されているため、確認してご計画ください。

なお、P C造による擁壁も認定要件が厳格に規定されているため、同様に注意が必要です。

【参考図】 認定図書をご確認ください。

